

本令ハ明治三十五年十二月五日ヨリ之ヲ施行ス

大甲一ハ一

明治三十四年十二月二十八日

内閣總理大臣

法制局長官

齊

外務省  
陸軍省  
司法省  
農商務省

小  
大藏省  
海軍省  
郵便省  
郵便省

別紙大藏大臣請議ノ件ヲ審査スルニ  
交通機關ノ發達ニ伴ヒ稅務管理局稅  
務署及管轄區域表中改正ヲ加ヘント  
スルモノニシテ相當ノ儀ト思考入依

テ請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認

△

勅令案

朕明治二十九年勅令第三百四十六號  
中改正、件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム

御名御璽

メサニ年一月ナホ日

大藏大臣

呈案附箋ノ通

参照

明治二十九年勅令第三百四十六號

(同表)抄

廣山

稅務指揮局稅務署及管轄区域表

島

口

長府 喜間郡 喜多郡

熊

福

蘆屋 遠賀郡

吉

岡

交通機関ノ収達ニ伴ヒ稅務管理局稅務署及管轄區域表中改正ノ必要ヲ認ソ茲ニ案シ具レ閣議ニ提出ス

明治三十四年十二月廿四日

大藏大臣曾禰荒助



内閣總理大臣子爵桂太郎殿

勅令第ニ號

明治二十九年勅令第三百四十六號稅務管理局稅

務署及管轄區域表中左ノ通改正ス

廣島稅務管理局山口縣ノ部稅務署名中長府

ヲ下ノ開ニ改ム

熊本稅務管理局福岡縣ノ部稅務署名中蘆屋ヲ

折尾ニ改ム

附則

本令ハ明治三十五年二月一日ヨリ施行ス